



新潟県公報

平成26年
3月28日(金)
号外
第21号

目次

教育委員会

- 新潟県教育委員会事務局組織規程の一部改正..... 1
- 新潟県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正..... 1
- 新潟県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正..... 3
- 平成18年給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則の一部改正..... 4
- 新潟県教職員住宅管理規則の一部改正..... 4
- 新潟県立高等学校の通学区域に関する規則の廃止..... 5
- 平成25年4月1日における号給の調整に関する規則の廃止..... 5
- 新潟県教育委員会事務局処務規程の一部改正..... 5

教育委員会

新潟県教育委員会規則第一号

新潟県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十六年三月二十八日

新潟県教育委員会

新潟県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

新潟県教育委員会事務局組織規程（昭和三十三年新潟県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表に次のように加える。

国体準備室	国体準備担当
-------	--------

第七条第八号中「新潟県就学指導委員会」を「新潟県教育支援委員会」に改める。

第八条第二十一号中「財団法人とちぎ未来づくり財団」を「公益財団法人とちぎ未来づくり財団」に改める。

第十条第八号中「財団法人日光杉並木保護財団」を「公益財団法人日光杉並木保護財団」に改める。

第十一条第八号中「給食関係職員」を「給食の関係職員」に改め、同条第十一号を削り、同条第十二号中「保健」を「福利厚生、保健」に、「給食関係団体」を「給食の関係団体」に改め、同条中同号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同条の次に次の一条を加える。

（国体準備室の分掌事務）

第十一条の二 国体準備室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 第七十七回国民体育大会の開催に関すること。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（総務課）

新潟県教育委員会規則第二号

新潟県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

新潟県教育委員会

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十三年栃木県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「（昇給区分及び昇給の号給数）」に改め、同条第一項中「を給与条例第七条第五項の規定による昇給をさせるときの号給数」を「の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）」に、「号給数とする」を「昇給区分に決定するものとする」に改め、同項後段を削り、同項各号を次のように改める。

- 一 勤務成績が特に良好である職員 A
- 二 勤務成績が良好である職員 B
- 三 勤務成績が良好であると認められない職員 C

第十四条第五項中「第一項、第三項又は前項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項及び前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「同項の規定を適用する」を「同号に定める昇給区分に決定するものとする」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 給与条例第七条第五項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて昇給号給数表（別表第十二の三）に定める号給数とする。

別表第十二の二の次に次の一表を加える。

別表第12の3（第14条関係）

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C
昇給の号給数	5以上（教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの並びに事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（以下この表において「特定職員」という。）にあつては、4以上)	4（特定職員にあつては、3）	3以下（特定職員にあつては、2以下）
	1以上	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は給与条例第7条第7項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第十四イの表中

94
94
95
95
96
96
97

を

93
94
94
94
95
95
95

に

59
59
60
60
61
61
61
61
61
62
62
62
62
62
62
63

を

58
58
59
59
59
59
60
60
60
60
61
61
61

に

31
32
33
34
35
36
37
37
38
38

を

31
32
33
33
34
34
35
35
36
36

に改

め、別表第十四口の表中

91	75
91	75
92	76
92	76
93	77
94	77
95	78
96	78
97	79
98	79
99	80
100	80
101	81
101	81
102	82
102	82
103	83

を

90	74
91	74
91	75
91	75
92	75
92	75
92	76
93	76
93	76
94	76
95	77
96	77
97	77
98	77
99	78
100	78
101	79

に

63
63
63
64

を

61
62
62
63

を

21
22
23
24
25
25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33

を

39

を

37

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第三号

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十六年三月二十八日

栃木県教育委員会

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則（昭和五十五年栃木県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 那 須 町 立 池 田 小 学 校 」 を

「 那 須 町 立 那 須 高 原 小 学 校 」 に

那 須 町 立 室 野 井 小 学 校	那須郡那須町大字高久乙3371の3
那 須 町 立 大 沢 小 学 校	那須郡那須町大字高久丙2799の6
那 須 町 立 那 須 中 学 校	那須郡那須町大字高久丙1の1

を

那須塩原市立穴沢小学校

那須塩原市百村678

那須町立那須中学校

那須郡那須町大字高久丙1の1

改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第四号

平成十八年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

栃木県教育委員会

平成十八年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則（平成十八年栃木県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「には、」の下に「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を加え、「額）」を「額。以下この項において「差額相当額」という。）から差額相当額に三分の一を乗じて得た額（その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に三分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額」に改め、同条第二項中「には、」の下に「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を加え、「額）」を「額。以下この項において「差額相当額」という。）から差額相当額に三分の一を乗じて得た額（その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に三分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額」に改める。

第五条第一項中「には、」の下に「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を加え、「額）」を「額。以下この項において「差額相当額」という。）から差額相当額に三分の一を乗じて得た額（その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に三分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（教職員課）

栃木県教育委員会規則第五号

栃木県教職員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

栃木県教育委員会

栃木県教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

栃木県教職員住宅管理規則（平成六年栃木県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「別表左欄に掲げる教職員住宅の区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる高等学校」を「栃木県立宇都宮高等学校」に改める。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（健康福利課）

栃木県教育委員会規則第六号

栃木県立高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

栃木県教育委員会

栃木県立高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則

栃木県立高等学校の通学区域に関する規則（平成五年栃木県教育委員会規則第九号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に栃木県立高等学校に在学する生徒が属することとなる学年にこの規則の施行の日以後に編入学又は転学しようとする者に係る通学区域については、なお従前の例による。

（栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正）

- 3 栃木県教育委員会事務局組織規程（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

（栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正）

- 4 栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の二中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第六十二号）」を「法」に改め、同号を同項第七号とする。

（総務課）

栃木県教育委員会規則第七号

平成二十五年四月一日における号給の調整に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

栃木県教育委員会

平成二十五年四月一日における号給の調整に関する規則を廃止する規則

平成二十五年四月一日における号給の調整に関する規則（平成二十五年栃木県教育委員会規則第二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（教職員課）

栃木県教育委員会訓令第一号

本 局
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

栃木県教育委員会

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程（昭和六十一年栃木県教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第五条」を「第五条第二項」に、「旅行命令簿をもつて」を「旅行命令簿等により」に改め、同条第三項中「朱書し」の下に「、又は総合庶務事務システムに入力し」を加える。

第三十七条に次の一項を加える。

- 2 システム利用所属職員に対する前項の規定の適用については、同項中「出勤簿（別記様式第二十八号）に整理し、保管する」とあるのは、「総合庶務事務システムにより整理する」とする。

第三十八条第二項中「職員」の下に「（総合庶務事務システムを利用することができる所属から総合庶務事

務システムを利用することができる所屬に転出した職員を除く。)」を加える。

別表第一の一教育次長、参事、課室長、総括課長補佐及びリーダー専決事項の部1共通専決事項の款課室長専決事項の欄中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同部2特定専決事項の款総務課関係の項総務課長専決事項の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同款学校教育課関係の項学校教育課長専決事項の欄に次の一号を加える。

九 就学支援金の受給資格の認定

別表第一の二所長及び総括所長補佐専決事項の部総括所長補佐専決事項の欄中第四号を削る。

別表第二中

健	康	福	利	課	健	福	を
健	康	福	利	課	健	福	に
国	体	準	備	室	国	準	

改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第三十八条第二項の改正規定は、同年十二月一日から施行する。

(総務課)